

# 加治木監督署だより 第7号

令和元年7月



## 令和元年6月末における加治木監督署管内の労働災害(速報値)について

- 死亡災害が発生、休業4日以上の死傷災害は32件減 -

加治木労働基準監督署管内の令和元年6月末(平成31年1月～令和元年6月)における死亡災害は1件(対前年比1件増)、休業4日以上の労働災害は82件(対前年比32件減)でした(労働者死傷病報告の集計による速報値)。なお、死亡災害は林業において伐倒木の下敷きによるものです。

事故の型では、墜落・転落災害が約3割、転倒災害が約2割です。

速報値とはいえ、今後も減少傾向を保てるように、各事業場におかれましてはより一層の安全対策の徹底をよろしくお願いします。

### 令和元年6月末労働災害速報値

業種	令和元年6月末(速報値)		平成30年6月末(速報値)		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	82	1	114	0	-32	+1
製造業	16	0	24	0	-8	±0
建設業	12	0	19	0	-7	±0
農林業	10	1	7	0	+3	+1
陸上貨物運送事業 <sup>1</sup>	8	0	11	0	-3	±0
第三次産業 <sup>2</sup>	33	0	44	0	-11	±0
上記以外	3	0	9	0	-6	±0

1 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

2 第三次産業は、商業、保健衛生業、接客娯楽業等非工業的業種の合計。

### 令和元年事故の型別件数トップ5(全産業)

順位	事故の型	人数	割合
1	墜落・転落	25	30.5%
2	転倒	16	19.5%
3	はさまれ・巻き込まれ	13	15.9%
4	動作の反動・無理な動作	8	9.8%
5	激突され	4	4.9%

## 高校生等の満 18 歳未満の「年少者」を使用する事業主の方へ

- 年少者にも労働基準法等が適用されます -



たしかめたん

高校生等の満 18 歳未満の年少者を使用する場合にも、労働基準法等を守らなければなりません。下記に示した事項等を十分にご理解いただき、特段のご配慮をお願いします。

なお、満 15 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日が終了するまでの者は原則使用禁止(例えば、中学生を新聞配達等に使用する場合は労働基準監督署長の許可が必要)ですので、重ねてご留意ください。

主な保護規定	ポイント
労働条件の明示	労働条件通知書を交付しましょう。
賃金の支払い	最低賃金以上の賃金を、毎月 1 回以上、直接本人に支払しましょう。
労働時間	1 週間 40 時間、1 日 8 時間以内としましょう。
休憩時間	6 時間を超えるときは、途中に 45 分以上の休憩を与えましょう。
休日	原則として休日は毎週 1 日与えましょう。
未成年者の労働契約締結の保護	労働契約は本人と結びましょう。
年齢証明書等の備付け	事業場に住民票記載事項証明書等を備えましょう。
労働時間・休日の制限	時間外・休日労働は禁止です。
深夜業の制限	22 時から翌 5 時までは使用禁止です。
危険有害業務の就業制限	機械運転、高所作業、特殊の遊興的接客業等就業が制限、禁止されている業務があります。
雇入れ時の安全衛生教育	仕事に必要な安全衛生教育を行きましょう。
労働災害補償	業務上又は通勤による災害は、災害補償の対象です。

### 熱中症に注意

- STOP! 熱中症クールワークキャンペーン -

梅雨も明け、夏本番です。

暑さ指数の把握、暑さ指数の低減対策の実施、熱順化の程度の確認、水分及び塩分補給の確認、体調確認、休憩時間の確保など、十分な対策をお願いします。

少しでも異常を認めたら、ためらわず、すぐに救急車を要請しましょう。その際に一人きりにしないようにしましょう。

記事についてのお問合せは

加治木労働基準監督署

担当 西野

始良市加治木町新富町 9 8 - 6

(加治木工業高校隣)

TEL 0995-63-2035